

実質公債費比率・公債費負担適正化計画等について

令和8年7月7日

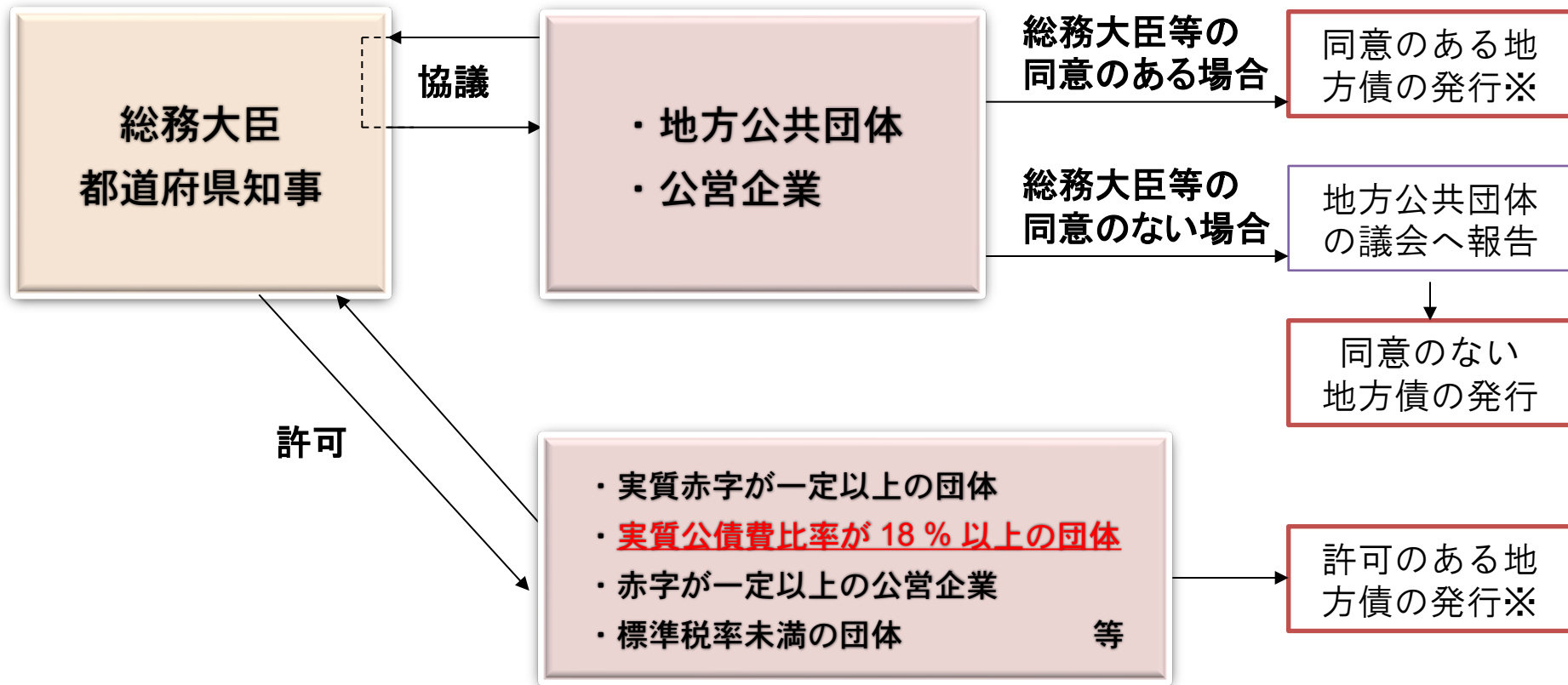
自治財政局地方債課



総務省

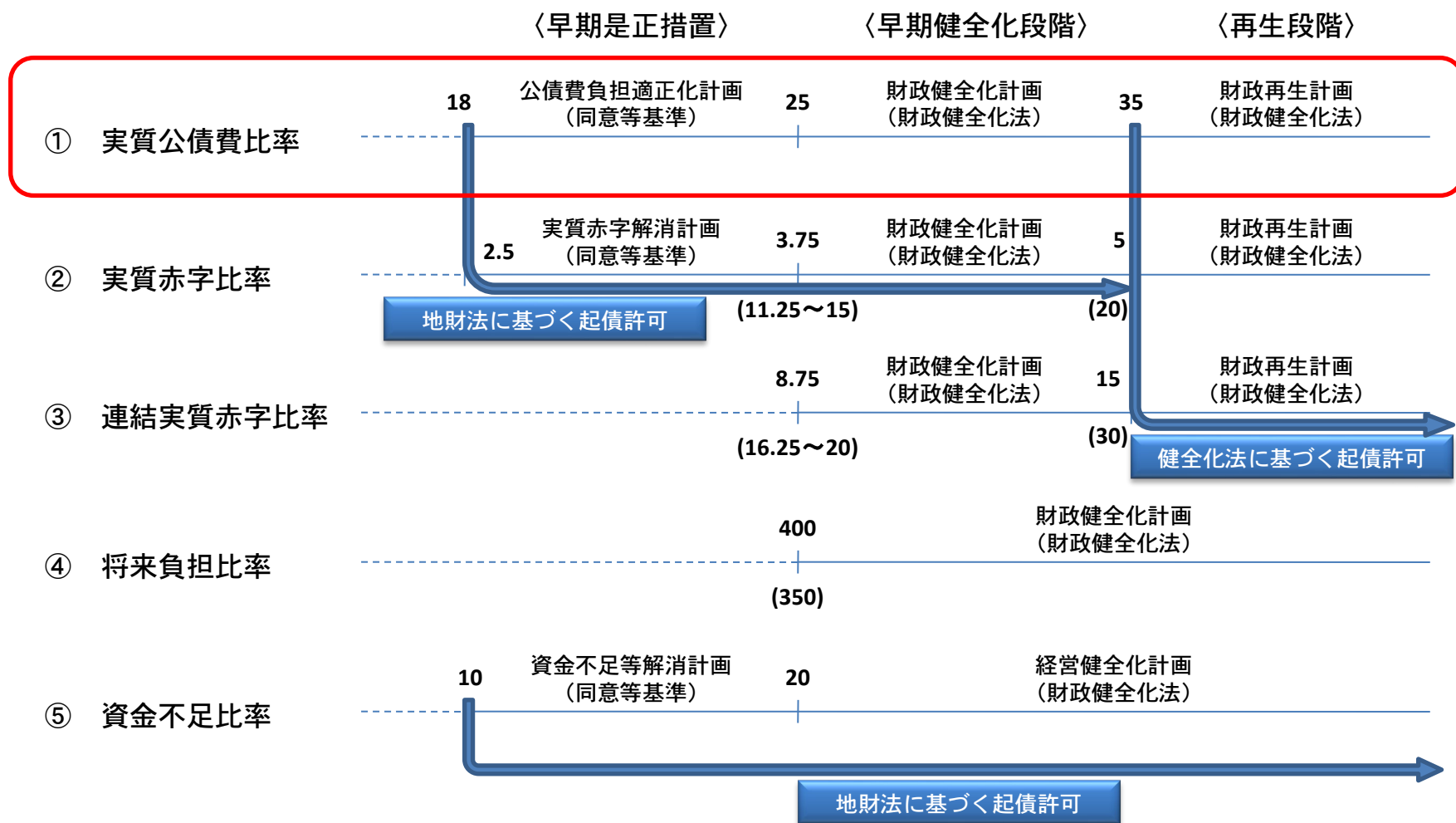
地方債協議制度のしくみ

- 原則として地方債の発行を自由とする協議制度
(平成17年度までは、地方債の発行は原則禁止とされ、許可が必要)



※総務大臣等の同意（許可）のある地方債に対し、
・ 公的資金の充当
・ 元利償還金の地方財政計画への算入

地方債協議制度における早期是正措置と財政健全化法



※ ・次の要件を満たす地方公共団体が民間等資金債を発行する場合は、届出による発行が可能。

①実質公債費比率が18%未満であること ②実質赤字比率が0%であること ③連結実質赤字比率が0%であること

④将来負担比率が都道府県及び指定都市にあっては400%以下、市町村(指定都市除き)にあっては350%以下であること

・資金不足比率が0%である地方公営企業が民間等資金債を発行する場合も、届出による発行が可能。

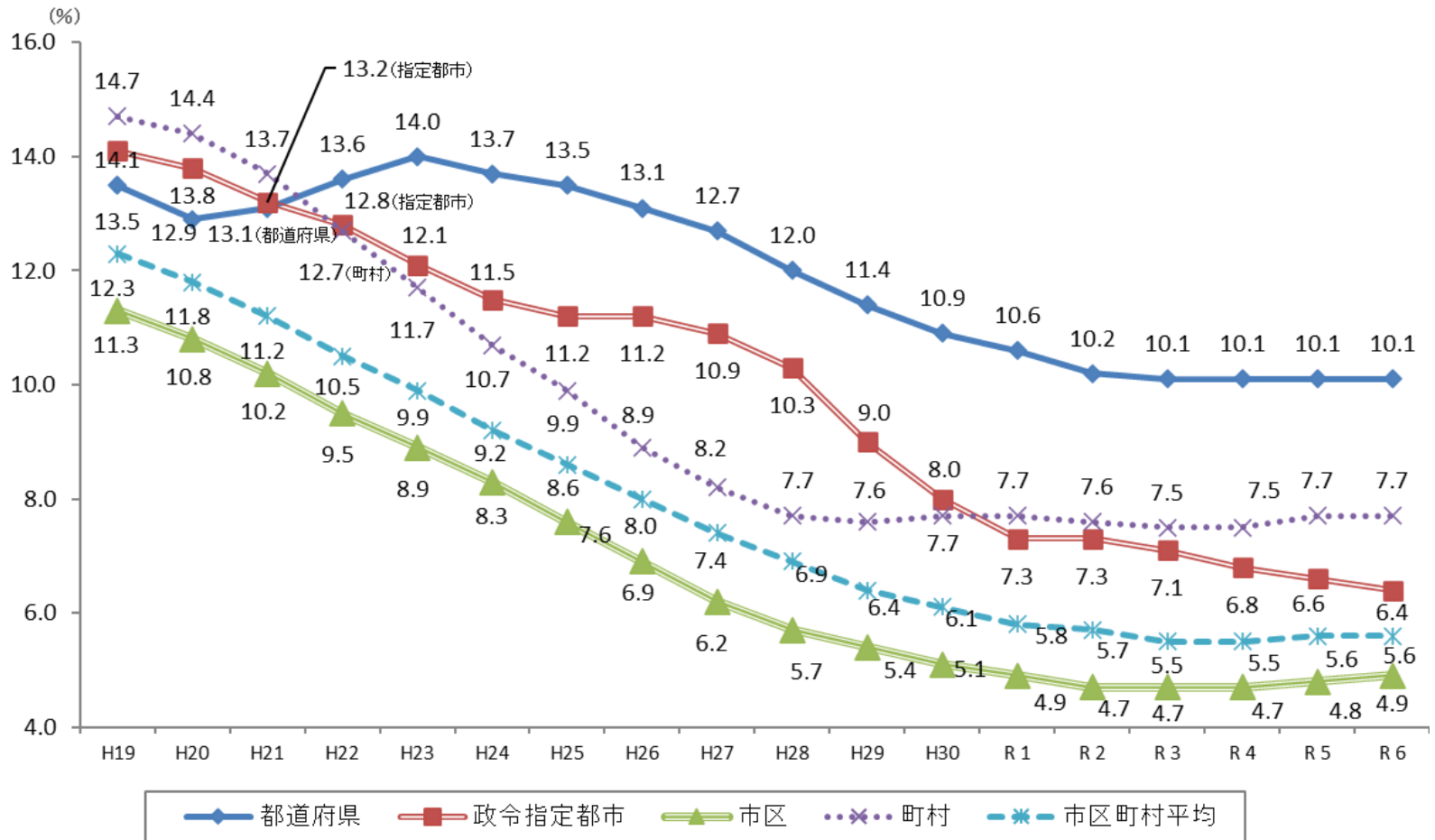
実質公債費比率

実質公債費比率：下記の算式で算出された数値の
前三年度の平均

$$\frac{(A+B) - (C+D)}{E-D}$$

- A : 地方債の元利償還金(繰上償還等を除く。)
- B : 準元利償還金(公営企業債償還のための繰出等)
- C : 元利償還金等に充てられる特定財源
- D : 普通交付税の額の算定に用いる基準財政
需要額に算入された地方債の元利償還金等
- 例) 臨時財政対策債の元利償還金の100%
- 災害復旧事業債の元利償還金の95%
- E : 標準財政規模(標準税収入額等+普通交付税額)

団体種別別実質公債費比率の推移(令和6年度決算)



(参考)実質公債費比率が18.0%以上の3団体(令和6年度決算)

[都道府県]

- ・ 北海道…20.0%
- ・ 新潟県…18.6%

[政令指定都市]

- ・ なし

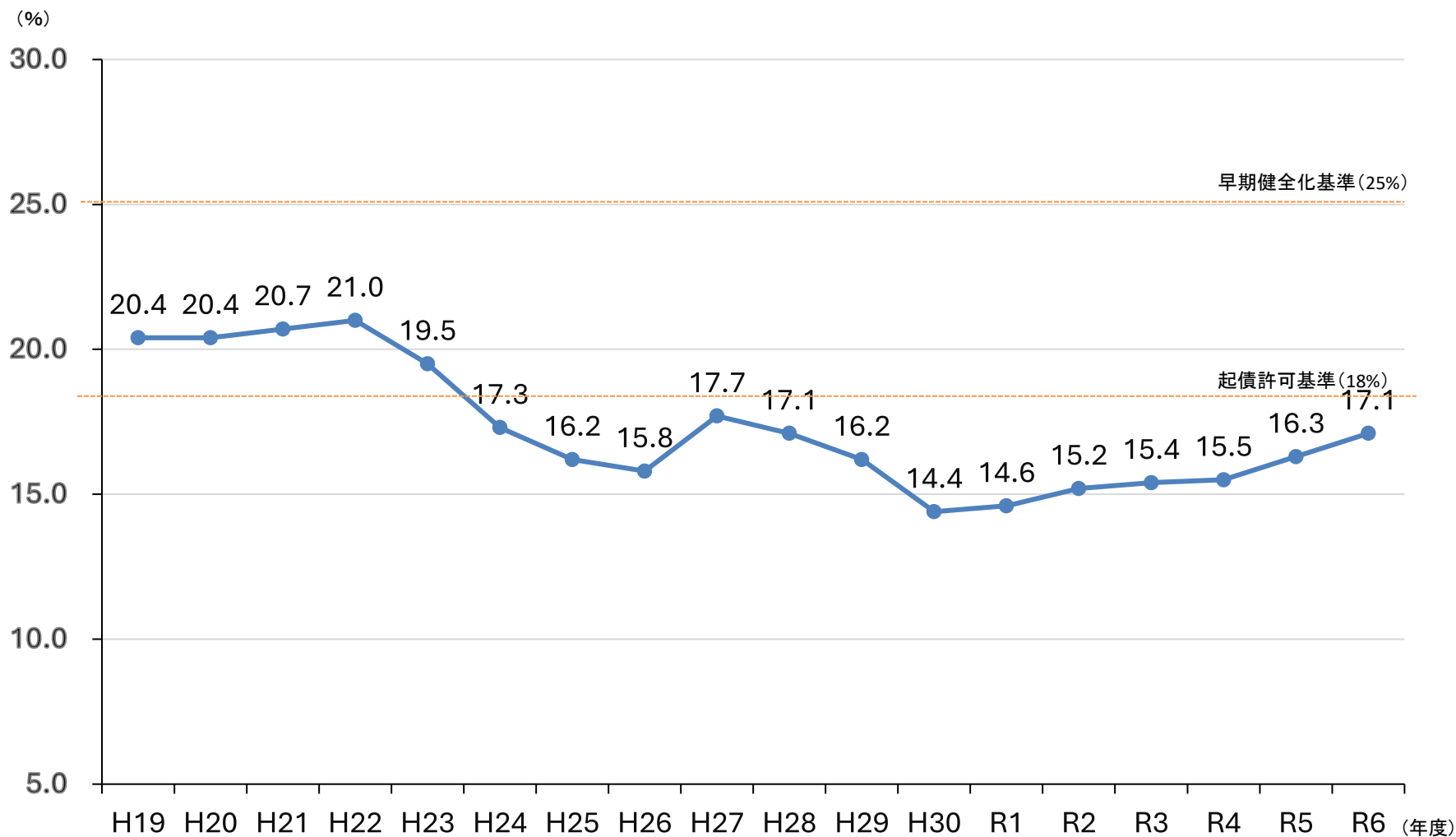
[市区]

- ・ 北海道夕張市 …68.1%

[町村]

- ・ なし

兵庫県の実質公債費比率の推移



実質公債費比率が18%以上の団体における計画の策定及び地方債許可基準

- 実質公債費比率が18%以上であることにより許可団体となった地方公共団体のうち、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である地方公共団体以外の地方公共団体については、実質公債費比率の適正化を図るための計画（公債費負担適正化計画）を策定するものとし、当該計画の内容、その実施状況等を勘案し、地方債の発行を許可することとしている。

【参考】令和7年度地方債同意等基準（抄）

第三 許可団体に係る許可基準

三 その他実質公債費比率により許可を要する場合

1 公債費負担適正化計画の策定

地財法第5条の4第1項第2号に掲げる地方公共団体のうち、早期健全化基準以上団体以外の地方公共団体（以下「公債費負担適正化計画策定団体」という。）は、実質公債費比率の適正化を図るための計画（以下「公債費負担適正化計画」という。）を策定するものとする。

2 公債費負担適正化計画策定団体の地方債の許可基準

- (1) 公債費負担適正化計画の内容が適当なものであり、また、その実施が着実に行われている地方公共団体については、特に制限する必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によって、許可を行うものとする。
- (2) 公債費負担適正化計画の内容に問題がある又は実施が着実に行われていない地方公共団体については、その内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。

四 地方公共団体の組合等の場合

- 1 地財法第5条の4第1項第1号及び第2号に掲げる地方公共団体が加入する組合並びにこれらの地方公共団体が設置団体である地方開発事業団については、当該地方公共団体が策定した実質赤字額解消計画、公債費負担適正化計画又は財政健全化計画との整合性に留意して地方債の許可等を行うものとする。

関係法令等（実質公債費比率関係①）

地方財政法(昭和23年法律第109号)(抄)

(地方債の協議等)

第五条の三

1～3 (略)

4 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 **実質公債費比率** 政令で定める地方債に係る元利償還金（政令で定めるものを除く。以下この号において「地方債の元利償還金」という。）の額と地方債の元利償還金に準ずるものとして政令で定めるもの（以下この号において「準元利償還金」という。）の額との合算額から地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額と地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の定めるところにより地方債の元利償還金及び準元利償還金に係る経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される額として総務省令で定めるところにより算定した額（特別区にあつては、これに相当する額として総務大臣が定める額とする。以下この号において「算入公債費等の額」という。）との合算額を控除した額を標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値で**当該年度前三年度内**の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値

二～四 (略)

5～11 (略)

(地方債についての関与の特例)

第五条の四 **次に掲げる地方公共団体は**、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、**総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。**この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

一 (略)

二 前条第四項第一号に規定する実質公債費比率が政令で定める数値以上である地方公共団体

三～六 (略)

2～7 (略)

地方財政法施行令(昭和23年政令第267号)(抄)

(決算未提出期間における起債の協議等についての特例)

第三十条 **地方自治法第二百三十三条第一項の規定により一般会計等の決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間における法第五条の第三項及び第五條の四第一項の規定並びに第二十二條の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。**

法第五条の三第三項	実質公債費比率	当該年度の前年度の実質公債費比率
	実質赤字額	当該年度の前年度の実質赤字額
	連結実質赤字比率	当該年度の前年度の連結実質赤字比率
	将来負担比率	当該年度の前年度の将来負担比率
法第五条の四第一項第一号	前条第四項第二号	当該年度の前年度の前条第四項第二号
法第五条の四第一項第二号	前条第四項第一号	当該年度の前年度の前条第四項第一号
第二十二條	前年度	前々年度

関係法令等（実質公債費比率関係②）

地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）（抄）

（実質公債費比率の算定に用いる地方債）

第十条 法第五条の三第四項第一号に規定する政令で定める地方債は、一般会計及び特別会計のうち公営企業（略）に係る収入及び支出を経理する特別会計以外のもの（略）の歳出の財源に充てるために起こした地方債とする。

（実質公債費比率の算定に用いない元利償還金）

第十一条 法第五条の三第四項第一号に規定する政令で定める元利償還金は、次に掲げるものとする。

一 地方債の元金償還金のうち、償還期限を繰り上げて償還を行ったもの

二 地方債の元金償還金のうち、借換債（地方債の借換えのために要する経費の財源とするために起こした地方債をいう。）を財源として償還を行ったもので前号に掲げるもの以外のもの

三 満期一括償還地方債（償還期限の満了の日において元金の全部を償還することとして起こした地方債のうち、総務省令で定めるもの以外のものをいう。以下この号及び次条第一号において同じ。）の元金償還金のうち、前二号に掲げるもの以外のもの（満期一括償還地方債の償還に必要な資金の額と減債基金（略）に満期一括償還地方債の償還の財源として積み立てた額との差額を考慮して総務省令で定めるところにより算定した額に相当する部分を除く。）

四 地方債の利子の支払金のうち、減債基金の運用によつて生じた利子その他の収入金を財源として支払を行ったもの

（実質公債費比率の算定に用いる準元利償還金）

第十二条 法第五条の三第四項第一号に規定する地方債の元利償還金に準ずるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 満期一括償還地方債について償還期間を三十年とする元金均等年賦償還の方法により償還することとした場合における当該満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するものとして総務省令で定めるもの

二 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰入金のうち、公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められるものとして総務省令で定めるもの

三 当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合に対する負担金又は補助金のうち、当該地方公共団体の組合が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるものとして総務省令で定めるもの

四 地方自治法第二百十四条に規定する債務負担行為に基づく支出のうち、法第五条各号に規定する経費の支出で総務省令で定めるもの及び利子補給に要する経費の支出

五 一時借入金の利子

（起債許可団体の判定のための実質公債費比率の数値）

第二十三条 法第五条の四第一項第二号に規定する 政令で定める数値は、百分の十八とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

（決算）

第二百三十三条 会計管理者は、毎会計年度、政令で定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

関係法令等（実質公債費比率関係③）

○地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号）（抄）

（満期一括償還地方債として取り扱わない地方債）

第二条 令第十一条第三号に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 法第三十三条から第三十三条の三までの規定に基づき平成六年度から平成八年度までにおいて起こした地方債
- 二 公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）の財源に充てるために起こした地方債（当該土地の購入に係る収入及び支出を経理する特別会計に係る地方債に限る。）
- 三 一般社団法人又は一般財団法人で阪神・淡路大震災に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるために平成七年度及び平成八年度において起こした地方債
- 四 一般社団法人又は一般財団法人で新潟県中越地震に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるために平成十六年度において起こした地方債
- 五 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして総務大臣が認める地方債

（減債基金積立不足額を考慮して算定した額）

第三条 令第十一条第三号の総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定したものとする。

$$\text{算式 } A \times (1 - (B / C))$$

B / Cの数值が1を超えるときは、その数值は1とする。

算式の符号

- A 当該年度に償還期限が満了した満期一括償還地方債に係る次条に規定するものの額に当該満期一括償還地方債の償還期間の年数を乗じて得た額又は当該満期一括償還地方債の元金償還金の額から借換債を財源として償還を行った部分に相当する額を控除した額のいずれか少ない額
 - B 当該年度の前年度の末日における減債基金の残高（満期一括償還地方債の償還の財源として積み立てた額に係るものに限る。以下「当該年度の前年度の減債基金残高」という。）
 - C 当該年度の前年度の末日において償還期限が満了していない満期一括償還地方債に係る次条に規定するものの額の当該年度の前年度の末日における累計額
- 2 当該年度の前年度の減債基金残高のうち年度を超えて一般会計又は特別会計に貸し付けられたものの額がある場合における前項の規定の適用については、当該額を当該年度の前年度の減債基金残高から控除するものとする。

（年度割相当額）

第四条 令第十二条第一号に規定する満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するものとして総務省令で定めるものは、満期一括償還地方債の元金償還金を三十（当該満期一括償還地方債が借換債である場合にあっては三十から借り換えられた地方債の償還期間の年数（当該借り換えられた地方債が借換債であったときは、当該借換債の発行される日以前に借り換えられた地方債の償還期間の年数と当該借換債の償還期間の年数との合計数とする。）を控除した数）で除して得た額に相当するものとする。ただし、法第三十三条の五の十二の規定に基づき起こした地方債の元金償還金の額は零とする。

（公営企業債の償還の財源に充てたと認められる繰入金）

第五条 令第十二条第二号に規定する総務省令で定めるものは、公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたものとして総務大臣が調査した繰入金とする。

（地方公共団体の組合が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められる負担金又は補助金）

第六条 令第十二条第三号に規定する総務省令で定めるものは、当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合が起こした地方債の償還の財源に充てたものとして総務大臣が調査した負担金又は補助金とする。

関係法令等（許可基準関係）

地方財政法(昭和23年法律第109号)(抄)

(地方債の協議等)

第五条の三

1～9 (略)

1 0 総務大臣は、毎年度、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事が第一項の規定による協議における同意並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第十三条第一項に規定する許可をするかどうかを判断するために必要とされる基準を定め、並びに第七項各号に掲げる地方債並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに同法第十三条第一項の規定により許可をする地方債の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類を作成し、これらを公表するものとする。

1 1 (略)

令和8年度地方債同意等基準(令和8年総務省告示第159号)(抄)

第三 許可団体に係る許可基準

三 その他実質公債費比率により許可を要する場合

1 公債費負担適正化計画の策定

地財法第5条の4第1項第2号に掲げる地方公共団体のうち、早期健全化基準以上団体以外の地方公共団体（以下「公債費負担適正化計画策定団体」という。）は、実質公債費比率の適正化を図るための計画（以下「公債費負担適正化計画」という。）を策定するものとする。

2 公債費負担適正化計画策定団体の地方債の許可基準

(1) 公債費負担適正化計画の内容が適当なものであり、また、その実施が着実に進められている地方公共団体については、特に制限する必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によって、許可を行うものとする。

(2) 公債費負担適正化計画の内容に問題がある、又は実施が着実に進められていない地方公共団体については、その内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。

事務連絡
令和8年4月1日

各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市公債担当課

} 御中

総務省自治財政局地方債課

公債費負担適正化計画等について

令和8年度地方債同意等基準（令和8年総務省告示第159号。以下「同意等基準」という。）第三の二の1及び三の1に定める実質赤字額解消計画及び公債費負担適正化計画の策定事務に係る留意事項等について、下記のとおり連絡します。

なお、貴都道府県内の市区町村に対しても周知願います。

記

第一 実質赤字額解消計画について

1 計画期間

計画期間は、財政の健全性・改善を図るため必要な最小限の期間内とすること。なお、計画期間の長期化によって計画策定時に想定した経済環境等が変化する可能性が高くなることから、可能な限り短期間で計画目標を達成することが重要であること。

2 計画の内容

財政健全化計画書の様式（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成20年総務省令第8号）別記第2号様式をいう。以下同じ。）に合わせ、様式例1を参考に、以下の事項を計画に盛り込むようご留意いただきたいこと。

- (1) 実質赤字額が多額となった要因の分析
- (2) 計画期間
- (3) 実質赤字額の解消に向けた基本方針
- (4) 一般会計等における歳入と歳出との均衡を実質的に回復するための方策
- (5) 各年度の(4)に係る歳入及び歳出に関する計画
- (6) 各年度の実質赤字額及び実質赤字比率の見通し

3 留意点

策定年度後は、直近の決算等に基づき、年度更新等の見直しを適宜行うようご留意いただきたいこと。

第二 公債費負担適正化計画について

1 計画期間

計画期間は、実質公債費負担の適正な管理を図るため必要な最小限の期間内とすること。なお、計画期間の長期化によって計画策定時に想定した経済環境等が変化する可能性が高くなることから、可能な限り短期間で計画目標を達成することが重要であること。

2 計画の内容

財政健全化計画書の様式に合わせ、様式例2を参考に、以下の事項を計画に盛り込むようご留意いただきたいこと。

- (1) 実質公債費比率が18%以上となった要因の分析
- (2) 計画期間
- (3) 今後の地方債発行等に係る基本方針
- (4) 実質公債費比率の適正管理のための方策
- (5) 各年度の(4)に係る歳入及び歳出に関する計画
- (6) 各年度の実質公債費比率及び標準財政規模の見通し

3 留意点

- (1) 計画期間中については、早期是正措置の対象が実質公債費比率18%以上の地方公共団体とされていることを踏まえ、それぞれの団体の実情に応じて、今後の実質公債費比率についての適切な目標を設定するようご留意いただきたいこと。
- (2) 策定年度後は、直近の決算等に基づき、年度更新等の見直しを適宜行うようご留意いただきたいこと。

第三 提出時期等

実質赤字額解消計画及び公債費負担適正化計画については8月末までに策定し、提出すること。

なお、平成20年度以前から実質公債費比率による許可団体である団体については、従前の様式(実質赤字額による許可団体にあつては財政健全化計画の様式)を用いて年度更新した計画を提出することとしても差し支えないこと。

また、既に提出済みの実質赤字額解消計画及び公債費負担適正化計画に大幅な変更を行った場合には、変更後の計画を速やかに提出すること。

様式例 1

実質赤字額解消計画

(都道府県市区町村名)

第 1 実質赤字額が多額となった要因の分析

第 2 計画期間

令和 年度から令和 年度まで 年間

第 3 実質赤字額の解消に向けた基本方針

第 4 一般会計等における歳入と歳出との均衡を実質的に回復するための方策

第 5 年度ごとの第 4 に係る歳入及び歳出に関する計画

第 6 各年度の実質赤字額及び実質赤字比率の見通し

	計画初年度の 前年度	計画初年度 (令和 年度)	令和 年度 (第 年度)	以降計画完了の 年度まで左の欄 に同じ
実質赤字額 (百万円)				
実質赤字比率 (%)				

様式例 1 記載要領

記載に当たっては、以下の点にご留意いただきたいこと。

第1 実質赤字額が多額となった要因の分析

実質赤字額が多額となった要因を分析し、財政悪化の原因となった会計や事務事業等を特定する必要があること。当該会計や事務事業等について、財政悪化につながった具体的事実関係を明らかにすること。

第2 実質赤字額の解消に向けた基本方針

実質赤字額の解消に向けた基本方針には、実質赤字額解消計画に基づき実施する行財政上の措置を簡潔にとりまとめ記載すること。この場合、実質赤字額解消計画を策定する以前から取り組まれてきたもの、取組の内容を充実させるもの、新たに取り組みられるもの等の区別を、実質赤字額が多額となった要因と関連付けながら分かりやすく記載することが望ましいものであること。

第3 一般会計等における歳入と歳出との均衡を実質的に回復するための方策

具体的な措置の内容を記載するとともに、その実施に係る具体的な

- ① 目標数値
- ② 実施時期
- ③ 当該措置により解消する実質赤字額及び改善する実質赤字比率の数値についても併せて記載し、計画内容をより明確化することが望ましいこと。

第4 各年度の第3に係る歳入及び歳出に関する計画

- ① 実質赤字額がある場合における一般会計等における歳入と歳出との均衡を実質的に回復するための方策の具体的な措置の結果生じることが見込まれる歳入及び歳出面での効果額を、各年度及び関係する会計ごとにとりまとめて記載すること。
- ② 歳入の見込みに当たっては、あらゆる資料に基づいて正確にその財源を捕捉し、かつ、経済の現実に即応してその収入を算定する必要があること。
- ③ 歳出の見込みに当たっては、法令の定めるところに従い、かつ、合理的な基準によりその経費を算定する必要があること。

第5 各年度の実質赤字額及び実質赤字比率の見通し

各年度の実質赤字額及び実質赤字比率は、実質赤字額解消計画に定められた行財政上の措置を受けて算定されるものであることから、当該措置と実質赤字額及び実質赤字比率との関係について、適宜簡潔な説明を加えることが望ましいこと。

様式例 2

公債費負担適正化計画

(都道府県市区町村名)

第 1 実質公債費比率が18%以上となった要因の分析

第 2 計画期間

令和 年度から令和 年度まで 年間

第 3 今後の地方債発行等に係る基本方針

第 4 実質公債費比率の適正管理のための方策

第 5 各年度の第 4 に係る歳入及び歳出に関する計画

第 6 各年度の実質公債費比率及び標準財政規模の見通し

	計画初年度の前 年度	計画初年度 (令和 年度)	令和 年度 (第 年度)	以降計画完了の 年度まで左の欄 に同じ
実質公債費比率 (%)				
(参考) 標準財政規模の 見込み (億円)				

様式例 2 記載要領

記載に当たっては、以下の点にご留意いただきたいこと。

第1 実質公債費比率が18%以上となった要因の分析

実質公債費比率が18%以上となった要因を分析し、財政悪化の原因となった会計や事務事業等を特定する必要があること。当該会計や事務事業等について、財政悪化につながった具体的事実関係を明らかにすること。

第2 今後の地方債発行等に係る基本方針

今後の地方債発行等に係る基本方針には、公債費負担適正化計画に基づき実施する地方債発行等に係る措置を簡潔にとりまとめ記載すること。この場合、公債費負担適正化計画を策定する以前から取り組まれてきたもの、取組の内容を充実させるもの、新たに取り組まれるもの等の区別を、実質公債費比率が18%以上となった要因と関連付けながら分かりやすく記載することが望ましいものであること。

第3 実質公債費比率の適正管理のための方策

具体的な措置の内容を記載するとともに、その実施に係る具体的な

- ① 目標数値
- ② 実施時期
- ③ 当該措置により改善する実質公債費比率の数値

についても併せて記載し、計画内容をより明確化することが望ましいこと。

第4 各年度の第3に係る歳入及び歳出に関する計画

- ① 実質公債費比率の適正管理のための方策の具体的な措置の結果生じることが見込まれる歳入及び歳出面での効果額を、各年度及び関係する会計ごとにとりまとめて記載すること。
- ② 歳入の見込みに当たっては、あらゆる資料に基づいて正確にその財源を捕捉し、かつ、経済の現実に即応してその収入を算定する必要があること。
- ③ 歳出の見込みに当たっては、法令の定めるところに従い、かつ、合理的な基準によりその経費を算定する必要があること。

第5 各年度の実質公債費比率及び標準財政規模の見通し

各年度の実質公債費比率は、公債費負担適正化計画に定められた行財政上の措置を受けて算定されるものであることから、当該措置と実質公債費比率との関係について、適宜簡潔な説明を加えることが望ましいこと。